



令和7年4月1日から

菜の花ホールの使用料が改定されます。



菜の花ホールやコミュニティセンターなどの施設の管理運営費は、利用者の方が支払う「使用料」と市民の皆様の「税金」でまかなわれています。
平成23年に改定して以来、据え置きとなっておりますが、施設の維持管理費など昨今の物価高騰による増を踏まえ、市使用料・手数料の設定に関する基本方針に基づき、令和7年4月1日から新料金に改定させていただきます。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○菜の花ホール 1時間当たりの各部屋の使用料（円）

部 屋 名	一般の方の利用料金			登録サークルで使用（50%減免）		
	旧料金	新料金		旧料金		新料金
第1集会室	300	 料金改定	400	150	 料金改定	200
第2集会室	200		300	100		150
第1・第2集会室	400		500	200		250
第3集会室	300		400	150		200
第4集会室	200		300	100		150
第3・第4集会室	400		500	200		250
調理室	400		500	200		250
工作室	200		300	100		150
和室（全部屋）	300		400	150		200
和室（1部屋）	200		300	100		150
休養室	200		300	100		150

本市以外の方が使用する場合は2倍の金額となります。

◎減免の規定については、これまでどおり変更はありません。

○陶芸用炉及び七宝焼用炉を使用する場合の電気料（円）

設 備 名	利用料金		
	旧料金		新料金
本焼き	600	 料金改定	700
素焼き	200		300
七宝焼	60		100

□問い合わせ先：館山市教育委員会 中央公民館 23-3111